別紙

## 日本私立学校振興・共済事業団:融資のご案内(令和7年度)

## 災害復旧費(特別災害)

### 1. 融資対象

## ●対象となる学校法人

### 学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

## ●対象となる学校

〇私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、 特別支援学校、幼稚園、認定こども園)

## ●対象となる事業

激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業で、建物・構築物・土地・ 設備等を原形に復旧するもの

区分	内容
融資金利	1. 70%固定 (令和7年10月現在。金利は毎月変わりますので、最新 の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	25年以内(うち据置2年以内)の元金均等返済
融資額	原則として、次の①~③の中で最も低い額が融資の上限額となります。 ①事業査定額:補助金の額と同額以内 ②資産査定額:純資産(貸借対照表の総資産ー総負債)の30% ③担保査定額:担保物件の評価額の80%以内
担保	土地及び建物(事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連帯保証人	財務状況等によっては必要

## 日本私立学校振興・共済事業団:融資のご案内(令和7年度)

## 災害復旧費(一般災害)

### 1. 融資対象

## ●対象となる学校法人等

学校法人 · 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

### ●対象となる学校

- 〇私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、 特別支援学校、幼稚園、認定こども園)
- 〇学校法人または準学校法人が設置する専修学校(職業に必要な技術の教授を目的とする ものに限る。)
- 〇学校法人または準学校法人が設置する各種学校(職業に必要な技術の教授を目的とする ものに限る。)

## ●対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業で、建物・構築物・土地・設備等を原形に復旧するもの

	<u>x</u>	<del>5.</del>	}		内	容	
融	資	金	利	1. 70%固定		O月現在。金利は毎月変れ 事業団ホームページにてご	
償	還	方	法	20年以内(うち排	居置2年以内)	の元金均等返済	
融	Ž	V	額	①事業査定額:原金資産企業:	原形復旧査定 純資産(貸借対	最も低い額が融資の上限 事業費の80%以内 対照表の総資産ー総負債 価額の80%以内	
担			保	土地及び建物(雪	事業団を第一』	頂位とする抵当権の設定	≧が必要です)
連	帯 係	計	人	財務状況等によ	っては必要		

## 日本私立学校振興・共済事業団:融資のご案内(令和7年度)

## 教育環境整備費(教育環境充実資金)

### 1. 融資対象

## ●対象となる学校法人等

学校法人 · 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反 などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

## ●対象となる学校

- ○私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、 特別支援学校、幼稚園、認定こども園)
- 〇学校法人または準学校法人が設置する専修学校(職業に必要な技術の教授を目的とする ものに限る。)

## ●対象となる事業

災害により被災した学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金

区 分	内容
融資金利	1. 40%固定 (令和7年10月現在。金利は毎月変わりますので、最新 の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	5年6ヵ月以内(うち据置6ヵ月以内)の元金均等返済
融資額	原則として、次の①~③の中で最も低い額が融資の上限額となります。 ①事業査定額:経費支出の1/2の80%以内 ②資産査定額:純資産(貸借対照表の総資産ー総負債)の30% ③担保査定額:担保物件の評価額の80%以内
担保	土地及び建物(事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連帯保証人	財務状況等によっては必要

## 日本私立学校振興・共済事業団:融資のご案内(令和7年度)

# 教育環境整備費(災害復旧経営資金)

### 1. 融資対象

## ●対象となる学校法人等

学校法人 · 準学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金(利息、延滞金を含む)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

## ●対象となる学校

- ○私立学校(大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、 特別支援学校、幼稚園、認定こども園)
- 〇学校法人または準学校法人が設置する専修学校(職業に必要な技術の教授を目的とする ものに限る。)

## ●対象となる事業

<u>激甚災害(本激)により被災した</u>学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金 ※原則として、市区町村長等の交付する「罹災証明書」または「被災証明書」(ともにコピー可) が必要です。

区 分	内容
融資金利	1. 10%固定 (令和7年10月現在。金利は毎月変わりますので、最新 の金利は事業団ホームページにてご確認ください)
償 還 方 法	7年以内(うち据置3年以内)の元金均等返済
融資額	原則として、次の①~③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額:対象支出(※)の80%以内 ※資金収支計算書における施設関係支出以外の支出の計とします。 ②資産査定額:純資産(貸借対照表の総資産ー総負債)の30% ③担保査定額:担保物件評価額の80%以内
担保	土地及び建物(事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です)
連帯保証人	財務状況等によっては必要